



流山市監査委員告示第12号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和6年10月3日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行





第 4 号様式

流 道 管 第 7 1 4 号

令 和 6 年 9 月 1 2 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 8 月 2 9 日付け、流監第 5 8 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年8月29日 ・ 流監第58号		
監査の種別	随時監査【公金管理】		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部道路管理課	指摘	公金及び準公金用の金庫の中に私費が保管されていた。また、私費の一部については金庫内に露出している状態であった。封筒や仕切り等で区分されてはいたものの、公金及び準公金と私費が混同するリスクを回避するため、公金及び準公金を取り扱うための金庫内に私費を保管しないよう、厳格な管理を徹底されたい。	金庫内に私費を保管しないよう、厳格な管理を徹底します。また、課内で、公金の取扱いに係る注意事項、公金等適正管理マニュアルの再確認をしました。
土木部道路管理課	指摘	千葉県市町村交通災害共済加入受付事務において、重複申込みによる返金事案が過年度に発生し、金庫内に返金予定額を保管していたものの、交通災害共済会費受払簿に記載をしていなかった。返金対象者が即日来庁し受領する予定であったため交通災害共済会費受払簿には記載しなかったとのことであるが、不明金とならないよう記載するとともに、速やかな返金処理がなされるよう、返金事案発生時の対応を明確化されたい。	返金事案発生時の対応については、ご指摘のとおり返金対象者が即日来庁し受領する予定であっても、交通災害共済会費受払簿に記載します。返金後に返金日の記載、取り消し線による対応をします。なお、過年度の重複申請者への返金については、令和6年5月に完了しています。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。